

サステナブル通信

No.6 2024年3月29日



作成：【サステナブル推進委員】岩間、藤原、北村、米脇、相場

1, アルコールチェックについて

安全運転管理者のいる事業所（関西）ではアルコールチェックをする必要があります。（4月説明予定）

ただし、全ての事業所で飲酒運転に十分ご注意ください。

- ①アルコールチェックを行うタイミング
ドライバーが業務に関わる運転をする前と後の2回
- ②アルコールチェックを行う方法
目視とアルコールチェックによる確認を安全運転管理者か補助者が行う



呼気1リットル中0.15mg以上のアルコール検出→取締り対象

ビール350mlで、0.15mgを超え、解消に3時間以上要します。

（個人差があり、理論値のため、飲んだら乗らないが原則です）

飲酒運転で処分を受けたケースの約3分の1は、飲酒後に休息・仮眠を取った後や翌朝の運転で検挙されています。

【飲酒運転の罰則一覧】

（酒酔い運転）

アルコール濃度の検知値には関係なく、酒に酔った状態で運転が困難だと思われる状態で運転すること。つまり、アルコール濃度が0.15mg未満でも酒酔い運転に該当することも有り得ます。

※運転が困難だと思われる状態

- ・直線上を歩いてふらつく、視覚が健全に働いていない等、運動や平衡感覚機能が麻痺している
- ・言語などから認知能力の低下がある

（酒気帯び運転）

呼気中にアルコール濃度が1リットルあたり0.15mg以上含まれる状態で運転をすること。

0.25mg以上含まれている場合はより思い行政処分が下されます。

【罰則】

酒酔い運転	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
酒気帯び運転	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

【違反点数】

違反種別	酒酔い運転	35点
	酒気帯び運転 (呼気1リットル中のアルコール濃度0.25ミリグラム以上)	25点
	酒気帯び運転 (呼気1リットル中のアルコール濃度0.15ミリグラム以上0.25ミリグラム未満)	13点